

2017年春闘建交労全国統一要求書
SIG・建設労働者賃金・労働条件改善を

No. 4 / 2017年6月15日

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

全国統一要求書にもとづき対道交渉

建設労働者の賃金・労働条件改善を 必要経費(社会保険料など)をふくめ周知すべき

6月14日午後2時30分から「2017年春闘建交労全国統一要求書」にもとづく道庁との交渉をおこないました。道庁側は、総務部総務課、経済部雇用労政課、建設部建設管理課、水産林務部総務課、環境生活部環境政策課の担当主幹などが対応し、建交労からは道本部の森国委員長はじめ執行部、建設部会と労災職業病部会の3役、支部代表など12人が参加しました。

交渉は「雇用・失業対策と高齢者雇用」「公契約条例(適正な賃金・労働条件)」「建設労働者の賃金・労働条件改善」「季節労働者対策」「じん肺・アスベスト被害の防止」の各項目について回答を受け、建設労働者の賃金・労働条件改善などを中心にやりとりしました。

函館市の「指導文書」を示して指摘

道が「下請け状況等調査」などで、公共工事設計労務単価を下回る賃金の場合に引き上げを要請していることを評価しながらも、「低労務単価工事が多い」(2015年調査で249件=建設管理部発注分)実態について意見交換しました。その要因のひとつとして、必要経費(社会保険料の事業主負担分など)を含む額が支払われていないため、下請けは労働者の賃金を削って社会保険料に回しているのではないかと指摘しました。今年4月から社会保険未加入の場合は公共事業から排除されるようになったこともあり、資料として函館市の「指導文書」(国土交通省が公表している「労務単価と必要経費を加えた額」を表示している)を示し、道も同じような文書で知らせるかHPに掲載することを求めました。なお、社会保険への加入義務のない個人事業主や一人親方を排除しないことを明言しました。

有給休暇について、道は「実態調査をふまえて、有給休暇分をふくめて労務単価に反映されている」と説明しましたが、労働者が実際に有給休暇を請求するのは直接雇用されている下請け業者なので、元請が請求された有給休暇分を支払う仕組みが必要だと指摘しました。

道発注のトンネル工事の調査と「8時間労働」求める

道発注のトンネル工事は3本(うち1本は今秋発注)で、施工中の1本は2交代・拘束10時間実働8時間、もう1本は2交代・拘束11時間実働9時間だという回答がありました。これらの工事について、36協定の「時間外労働をさせる理由」をふくめてさらに実態を調査し、じん肺防止のために積算基準を「実働8時間」としたことをふまえた改善指導を求めました。

なお、雇用安定法「改正」にともなうシルバー人材センターの労働者派遣事業・職業紹介事業における短期的・臨時のではない事業の拡大について、道内のシルバーでは事業拡大のうごきはないことが明らかにされました。

また、アスベスト被害防止対策で、道有施設について「レベル2」の対策をとっていることやHPに情報を掲載していること、セミナーなどを実施していることを明らかにしましたが、国交省が民間の建造物をふくめて調査(ハザードマップ作成)・対策を求めていることをふまえて、さらに対策を強化するよう求めました。